

○福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程

平成十三年三月二十七日

福島県議会告示第一号

改正 平成一九年一二月二五日議会告示第二号

平成二一年三月二四日議会告示第一号

平成二五年二月二六日議会告示第一号

令和六年三月二六日議会告示第二号

〔福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程〕を次のように定める。

福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程

(平二五議会告示一・改称)

(趣旨)

第一条 この規程は、福島県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年福島県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二五議会告示一・一部改正)

(会派結成届等)

第二条 条例第四条第一項の会派結成届は様式第一号によるものとし、同項の会派異動届は様式第二号によるものとし、同条第二項の会派解散届は様式第三号によるものとする。

(政務活動完了報告書)

第三条 会派から政務活動について委託を受けた議員は、政務活動完了報告書（様式第四号）を会派に提出しなければならない。

2 前項の政務活動完了報告書には、当該政務活動完了報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。

(平一九議会告示二・全改、平二五議会告示一・一部改正)

(収支報告書の写しの送付)

第四条 議長は、条例第九条の規定により提出された収支報告書の写しを速やかに知事に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第五条 会派の政務活動費経理責任者及び政務活動について委託を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起

算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

(平一九議会告示二・平二五議会告示一・一部改正)

(収支報告書等の閲覧)

第六条 条例第十二条第二項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第十二条第二項の規定により収支報告書等の閲覧を請求しようとする者は、政務活動費収支報告書等閲覧請求書(様式第五号)を議長に提出しなければならない。

3 条例第十二条第二項の規定による収支報告書等の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

(平一九議会告示二・平二五議会告示一・一部改正)

(補則)

第七条 この規程に定めるもののほか、政務活動費の取扱いに関し必要な事項は、議長が別に定める。

(平一九議会告示二・追加、平二五議会告示一・一部改正)

附 則

この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

福島県議会議長 様

会派の名称

代表者の氏名

会 派 結 成 届

福島県政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員の数
- 5 所属議員の氏名

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

福島県議会議長 様

会派の名称

代表者の氏名

会 派 異 動 届

福島県政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動年月日
- 2 異動内容

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

福島県議会議長 様

会派の名称

代表者の氏名

会 派 解 散 届

福島県政務活動費の交付に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

会派の名称
代表者の氏名 様

議員の氏名

政務活動完了報告書

会派からの委託に基づき実施した政務活動について、その実績及び収支状況を関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 実績

(1) 委託期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 委託内容

2 収支状況

(1) 収入

_____ 円

(2) 支出

経 費	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費	円	
研 修 費	円	
広 聴 広 報 費	円	
要請陳情等活動費	円	
会 議 費	円	
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	円	
事 務 所 費	円	
事 務 費	円	
人 件 費	円	
合 計	円	

(3) 残余

_____ 円

様式第5号(第6条関係)

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

年 月 日

福島県議会議長

請求者 住所又は所在地
氏名又は名称
(閲覧者の氏名)

福島県政務活動費の交付に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり閲覧の請求をします。

収支報告書等の 対 象 年 度	
収支報告書等の 会 派 の 名 称 等	会派の名称() 議員の氏名()

備考

- 1 議員を特定して請求する場合は、収支報告書等の会派の名称等の欄に議員の氏名を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長に用いてください。

附 則（平成一九年議会告示第二号）

- 1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年議会告示第一号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）様式第五号による政務調査費収支報告書等閲覧請求書は、改正後の福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程様式第五号による政務調査費収支報告書等閲覧請求書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第五号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二五年議会告示第一号）

- 1 この規程は、平成二十五年三月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この規程の施行の前日に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和六年議会告示第二号）

この規程は、令和六年四月一日から施行する。